平成１８年度標準小作料改定表

大山町標準小作料が平成１８年４月１０日の定例農業委員会で決定されました。
小作料は下記のとおりで平成１８年度作付分から適用されます。すでに、契約されている小作料を変更される場合は、双方協議決定の上農業委員会に届け出てください。

農地の区分		10a当りの小作料
田	平坦地	１０，０００円
	中間地	８，０００円
	山間地	６，０００円
畑	平坦地	５，０００円
	山間地	４，０００円

＊　この改定表は、全町の標準額です。地区、農地の状況によって異なりますので、標準小作料を参考に貸手・借手の話し合いにより決定してください。

平成１８年（春季）農作業標準労賃協定表

平成１８年４月～８月末まで適用
＊　消費税を含む　＊

作業名		協定額	備考
田植え	機械植え（１０a当り）	６，６００円	側条施肥付５００円加算
一般労務		８００円	１．１時間当り ２．時間経過の際は適宜加算 ３．葉たばこ・ネギ調理含む
耕運機・トラクター	（１０a当り） 荒起 こなし・代かき同時	６，１００円 ７，０００円	農地の状況により適宜加算
飼料作物	（１梱包当り） 梱包（ヘーベーラ）	大　１９０円 小　１７０円	
堆肥	散布 積み込み（ローダー使用）	２，２００円 １，２００円	１．１ｔ当りの料金とする ２．堆肥料金は別途料金とする
あぜ草刈（１時間当り）		１，８００円	
薬剤散布（１０a当り）		１，０００円	ナイアガラ散布、機械持ち、薬剤別

＊　梨については、西部果樹協会（５６－６５１１）までお問い合わせください。